

国立国語研究所共同利用推進センター研究図書室文献複写規程

令和 4年 4月 1日

国語研規程 第97号

(趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構文献複写規程（人間文化研究機構規程第81号。以下「機構規程」という。）第6条並びに国立国語研究所共同利用推進センター研究図書室利用規程（国語研規程第96号）第14条第4項及び第19条第2項の規定に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）共同利用推進センター研究図書室（以下「図書室」という。）が所蔵する文献の複写（研究所の経費で処理をするものを除く。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(複写の申込み)

第2条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の申込書（別紙様式）を所長に提出し、その承認を得なければならない。

(貴重資料等の複写料金の特例)

第3条 貴重資料及び中央資料庫保管資料（以下「貴重資料等」という。）の複写料金については、機構規程別表の料金表によらず、下記のとおりとする。

種別	規格・単位	料金（税込）		備考
		機構内	機構外	
電子複写	A3判・1枚	35円	50円	A3判以下も同一料金

(セルフコピーの複写料金の特例)

第4条 利用者が図書室に来室し貴重資料等以外の文献を、図書室の許可を得て自ら複写する場合、複写料金は機構規程別表の料金表によらず、下記のとおりとする。

種別	規格・単位	料金（税込）	備考
電子複写	A3判・1枚	10円	A3判以下も同一料金

(カラー複写料金)

第5条 カラー複写については、1枚につき40円を料金に加算する。

(著作権に関する責任)

第6条 文献複写に関する著作権上の責任は、申込者が負うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、複写の取扱いに関し必要な事項は、国立国語研究所共同利用推

進センター運営委員会研究図書室部会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 国立国語研究所研究図書室文献複写規程（国語研規程第48号）は廃止する。

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所長 殿

下記のとおり申し込みます。

* 太枠内を記入してください

申込機関名				担当者			複写方法	<input type="checkbox"/> 電子複写 (<input type="checkbox"/> カラー) <input type="checkbox"/> マイクロフィルム・リーダープリンター			
よみがな 申込者氏名				所属・身分			支払区分	<input type="checkbox"/> 機構外 <input type="checkbox"/> 機構内(公費・私費)			
連絡先	住所(送付先)						料 金 計 算				
	メールアドレス						種 別	数 量	単価(円)		金 額
	電話								機構外	機構内	
宛名入領収書		要・不要	領収書の宛名	申込者・申込機関		セルフコピー	枚	10	10	円	
請求記号		誌名(書名)	巻号	複写箇所(ページ)	枚数	電子複写	枚	35	20	円	
						貴重資料	枚	50	35	円	
						カラー料金	枚	40	40	円	
						マイクロフィルム リーダープリンター	枚	40	25	円	
						送料				円	
						合計				円	
						支払方法	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 現金書留 <input type="checkbox"/> コインコピー <input type="checkbox"/> 銀行振込(請求書発行) <input type="checkbox"/> その他				
						謝絶	所蔵なし 複写不可 参照不完 その他				
						通信欄					
申込	No.	受付	No.	仕上	料金 請求	No.	料金 徴収	No.	発送 引渡	年月日	
	年月日		年月日			年月日		年月日			年月日

ご記入いただいた個人情報は、文献複写のみに使用し、これ以外の目的に使用することはありません。

人間文化研究機構国立国語研究所

請求記号	誌名(書名)	巻号	複写箇所(ページ)	枚数
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	

私は、著作権のある資料(著者の死後50年を経過していない著作物など)の複写について、以下に記載する事項を遵守します。

- ・公表された著作物は全部でなく一部分(*1)であること。
- ・定期刊行物に掲載された各論文その他の記事は全部であるが、刊行後相当の期間(*2)を経たものであること。
- ・コピー部数は一人について一部のみであること。
- ・利用者の調査研究のためであること。
- ・有償・無償を問わず、再複写したり頒布したりしないこと。

*1 一部分とは半分を超えない程度

*2 相当の期間とは次号刊行まで、あるいは刊行後3か月

著作権上の問題が発生した場合は、その一切の責任は私が負います。